自然環境整備計画の目標及び計画期間

都道府県名	千葉県	対象地域	首都圏自然歩道（坂東太郎のみち～東京湾を望むみち）	面積（距離）	278.1	ha（km）

計画期間	平成　22　年度 ～ 平成　26　年度

目標

大目標：多くの人々が四季を通じて手軽に楽しく、かつ安全に首都圏自然歩道を歩くことによって豊かな自然、歴史、文化にふれ、心身ともにレクリエイトできる場を提供し、もって郷土を再認識し、あわせて健全な心身を育成するとともに、自然保護思想の高揚に資すること。
目標1：歩道（階段・転落防止柵・標識等）の整備を行う。
目標2：豊かな自然・歴史・文化にふれあえる場を新たに提供する。
目標3：利用者が安全かつ快適に歩くことができるよう、情報提供を的確に行い、多様な利用の促進を図る。

目標設定の根拠

対象地域の現状

・香取市の水郷大橋で茨城県から引継ぎ、ヤブニツケイ、クスノキ、タブノキ等の極相林として知られる神崎森をとおり、史跡や文化財の多い北総台地の一部である房総のむら岩屋古墳から成田街道石篠の松並木をぬける。ここから、国指定史跡の芝山古墳のある中央地帯を過ぎ、雄蛇ヶ池から森林公園昭和の森に至る。アカガシ、シイの自然林におおわれた権現森を過ぎて、天然記念の自然林と重要文化財で知られる笠森観音から九十九里浜を過ぎ、太平洋の荒波寄せる外房海岸太東崎に出る。ここから、内浦県民の森、清澄山の豊かな自然林や人工林の房総丘陵を過ぎ鹿野山をとおり浜金谷に出て、東京湾フェリーで神奈川県に出るコースである。首都圏からそれぞれの道に、車や電車利用で約2～3時間程度と到達性に優れていることから、年間約22万人の利用者が訪れており、観光の拠点としても非常によく利用されている。
・昭和58年度～昭和63年度に整備され約25年近く経過し、施設の老朽化や標識等の破損が著しい。
・市民団体や県内の小中学校の野外学習の場としての利用（遠足等）も広がりつつある。

課題

・首都圏自然歩道は整備後約25年が経過しており、階段・転落防止柵・標識等の部材腐食又は占用地の形状変更による位置の不具合等が発生し、実状に合わない個所も多く出ている。また、利用者から分岐点などの標識等が壊れていたり表示が見えなく、コースを外れてしまったといった声がでており、早急に整備する必要がある。
・自然環境の保全・地域振興のため、自然環境を生かした観光要素を持つ地域交流が必要である。

将来像（ビジョン）

・首都圏の人口稠密地帯周辺の身近な週末利用圏に位置するすぐれた景観地としての自然公園等の自然的な地域を広域的な緑のネットワークを結ぶものとし、身近な自然に対する人々の保全意識を高めるみちとなる。
・歴史的、伝統的な文化遺産をとどめる地域や落ちついた郷土景観を有する地域を結び、都県内及び都県間の横のつながりを強化し、また、都市と農山村の文化交流をもたらし、地域を新しい目で見直すことのできるみちとなる。
・多くの人々が四季を通じて手軽に豊かな自然・歴史・文化とふれあえる場を新たに提供し、楽しく利用できる自然歩道になる。
・利用者が安全かつ快適に歩くことができ、利便性・安全性の向上が図れることから、自然学習の場・遠足・ハイキングなどへの導入部としての役割を果たす。

上位計画等との整合

・長距離自然歩道：首都圏自然歩道整備事業における整備方針（坂東太郎のみち～東京湾を望むみち：歩道・案内標識等を整備する。）に合致している。

目標を定量化する指標

指　標	単　位	定　義	調査等の方法	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	基準年度	目標値	目標年度
1. 首都自然歩道利用者数	人/年	首都圏自然歩道の利用者の数	観光入込み調査を活用	健全な心身を育成し自然保護に対する理解を深め、多様な利用の推進の指標とし、現行より4パーセント以上の利用者増を目指す。	221,000	平成20年度	230,000	平成26年度

整備計画の評価

計画期間終了後、設定した指標に係るデータを整理し、目標の達成状況に関する評価を行うとともに、平成27年度前半に県のホームページにおいて評価結果を公表する。

自然環境整備計画の整備方針等

対象地域の整備方針	方針に沿った主要な事業
整備方針1（景観の向上） ・老朽化している既存の休憩施設の再整備を行う。古くからの景勝地である当該地の性格を踏まえ、施設は人に優しく自然に優しい素材（木造等）とする。また、自然歩道に設置する標識や転落防止柵等は、木製にする。	（長距離自然歩道） 首都圏自然歩道整備事業 ・路傍休憩施設、案内標識、公衆トイレ、転落防止柵 県単首都圏自然歩道管理事業（県）
整備方針2（自然体験の場としての機能強化） ・すぐれた自然的資源や豊かな歴史的遺産等の人文的資源を生かし、自然を対象とする健全なエコハイキングツアー・自然観察会や野外学習活動などに利用される解説板や標識を整備する。 ・利用者の安全確保のため、老朽化している転落防止柵など安全施設の再整備を行う。	（長距離自然歩道） 首都圏自然歩道整備事業 ・ベンチ、展望方位盤、解説板・標識、転落防止柵 県単首都圏自然歩道管理事業（県）
整備方針3（情報提供機能の強化） ・自然歩道の利用を促進するため、案内標識、解説標識、指導標識、里程標等の全面的な再整備を行う。 ・ポスターやチラシの配布、コース毎の詳細マップをホームページへの掲載や印刷物の配布をし、利用者の増加に努める。	（長距離自然歩道） 首都圏自然歩道整備事業 ・標識、ルートマップ（県） 首都圏自然歩道管理事業（県）

環境配慮の方針

・地域経済の発展や地球環境保全につながるため、木造施設の整備に当たっては地域材を活用し、歩道（木階段）、転落防止柵等には間伐材を用いる。

高齢者、身体障害者等の円滑な利用に対する措置

・首都圏自然歩道内に整備する公衆トイレにはスロープを設置するとともに、多目的ブースを設ける。

合意形成の状況・方針

・整備に際しては、関係市町村の協力により地権者に承諾をいただいており、施設に関しては無償で借地契約している。また、必要に応じ説明会を開くなど、利用者や地域住民の理解を得ている。

その他

・本県では、政策評価制度を導入し、総合計画の評価（事前・事後の段階で評価）を行うほか、外部有識者による委員会を設置するとともに、県民への評価結果の公表と意見募集を行っている。